

令和 7 年度授業料免除申請要項

高知工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

令和6年度の授業料免除は、次の区分(A・B)のとおり実施します。授業料免除を希望する学生は、本要項を熟読し、期限厳守で手続きを行ってください。

A 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免 【対象：本科4・5年生、専攻科生】

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請する必要があります。

※日本学生支援機構給付奨学金への申請については、本校HPを確認ください。

本校HP：<http://www.kochi-ct.ac.jp/news/archives/1230>



本校HP

(1) 対象：本科4・5年生、専攻科生

(2) 認定要件：

① 国籍・在留資格等に関する要件

→日本国籍を有する者、法定特別永住者等

② 進学するまでの期間等に関する要件

・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、原則として選考の対象とならない。

・高等専門学校本科を卒業し、それから2年未満の間に、認定専攻科へ入学した者

例：2025年3月に高等専門学校本科卒業 → 2025年4月専攻科入学（○対象）

2022年3月に高等専門学校本科卒業 → 2025年4月専攻科入学（×対象外）

③ 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること

・高校卒業程度認定試験の合格者であること

・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること

・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

④ 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分 （多子世帯）	51,300円以上～154,500円未満	満額（上限の範囲内）
多子世帯	上記に関わらず収入制限なし	満額（上限の範囲内）

○資産基準

5,000万円未満であること。但し、多子世帯授業料等減免に関しては3億円未満。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

B 国立高等専門学校機構における授業料免除 【対象：全学年】

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前 6 月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前 6 月以内において、学資負担者の非自発的な失職等により著しい家計の急変があった者
- ② 在学した期間が通算して 36 月を超える等、就学支援金の受給資格のない本科 3 年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科 3 年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①、②のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し 1/2 以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。

※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出することとし、直近三ヶ月分を 4 倍した金額を基に判定することを原則とする。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、以下の基準を満たす場合です。

- 一 学科生（第一学年に限る。）及び編入学生（編入 1 年目の者に限る。） 授業料免除を行う期に応じ、次に定める基準に該当すること。

ア 前期 中学校（編入学生は、直前に在籍していた学校）在学時の成績又は入学試験の成績が入学者の上位 3 分の 2 以上であること若しくは校長がそれらと同等の学力があると認めること。

イ 後期 授業料免除を行う期の直前の学期における成績が上位 3 分の 2 以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めること。

- 二 前号に掲げる以外の学生

授業料免除を行う期の直前の期において、各学校が定める標準単位数を修得し、成績が上位 3 分の 2 以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めること。

ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 提出書類

提出書類についてはそれぞれ、

- ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免→Ⅱの「提出書類」・別添（A様式）
 - ・ 国立高等専門学校機構における授業料免除 →Ⅱの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」
- を参照してください。

なお、提出した書類は返却しません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・ 虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・ 一度お出しただいて受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。
- ・ 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・ 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・ 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

7 申請に関するお問い合わせについて

- ・ ご不明な点等ありましたら、高知高専 学生課学生係（TEL：088-864-5627）までお問い合わせください。
（8：30 ～ 17：00 ※土・日・祝日を除く）

Ⅱ 提出書類

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	提出期限
A 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【継続時】 4月14日（月）にG-mailにて連絡します。	
	【初回申請時】 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	
B 国立高等専門学校機構における授業料免除申請者	授業料免除申請書（様式1）	令和7年4月30日（水）
	家族状況等申告書（様式2）	
	「家族状況等申告書」（様式2）により該当する書類	
	住民票の写し（免除申請者と生計を一とする世帯全員分）	
	市区町村発行の所得証明書 ・令和7年度分（令和6年所得についての記載があるもの） ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者、15歳未満、専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	令和7年6月13日（金）

（注）

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。